

平成19年 No.13

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更及び教職大学院担当教員に任期を付すことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年3月7日 役員会 審議承認

平成19年3月7日 部局長会 審議承認

平成19年3月7日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月8日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第9号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更及び教職大学院担当教員に任期を付すことに伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																									
〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕 別表 <table><tr><th>教育研究組織の名称等</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門</td><td>教授、<u>准教授</u></td><td>5年</td><td>再任不可</td><td>法第4条 第1項第 1号</td></tr><tr><td><u>教職大学院担当（設置 準備を含む。）</u></td><td><u>教授、准教授</u> <u>(実務家教員)</u></td><td><u>3年</u></td><td><u>再任可</u></td><td><u>法第4条</u> <u>第1項第</u> <u>1号</u></td></tr></table> 別紙様式 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>		教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授、 <u>准教授</u>	5年	再任不可	法第4条 第1項第 1号	<u>教職大学院担当（設置 準備を含む。）</u>	<u>教授、准教授</u> <u>(実務家教員)</u>	<u>3年</u>	<u>再任可</u>	<u>法第4条</u> <u>第1項第</u> <u>1号</u>	〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕 別表 <table><tr><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門</td><td>教授、<u>助教授</u></td><td>5年</td><td>再任不可</td><td>法第4条 第1項第 1号</td></tr></table> 別紙様式 〔省略〕		教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授、 <u>助教授</u>	5年	再任不可	法第4条 第1項第 1号
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																								
国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授、 <u>准教授</u>	5年	再任不可	法第4条 第1項第 1号																								
<u>教職大学院担当（設置 準備を含む。）</u>	<u>教授、准教授</u> <u>(実務家教員)</u>	<u>3年</u>	<u>再任可</u>	<u>法第4条</u> <u>第1項第</u> <u>1号</u>																								
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																								
国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授、 <u>助教授</u>	5年	再任不可	法第4条 第1項第 1号																								